

令和5年9月20日開催

教育委員会会議録

福知山市教育委員会

- 1 開会の日時 令和5年9月20日(水)
午後1時30分
- 2 閉会の日時 令和5年9月20日(水)
午後1時48分
- 3 招集の場所 市民交流プラザふくちやま 3階 市民交流スペース
- 4 出席委員の氏名 廣田康男
塩見佳扶子
和田大顕
加藤由美
織田信夫
- 5 福知山市教育委員会会議規則第4条により列席したもの
教育部長 垣谷敏数
教育委員会事務局理事 足立高広
教育総務課長 西躰一欽
次長兼学校教育課長 八瀬正雄
学校教育課担当課長兼教育総務課 八坂嘉展
学校教育課総括指導主事 中川清人
学校給食センター所長 村瀬勝子
生涯学習課長兼中央公民館長 岸見貴志
中央公民館管理担当次長 荻野幹雄
図書館長 山路智子
- 6 福知山市教育委員会会議規則第15条による会議録作成者
教育総務課長 西躰一欽

7 議事及び議題

別添のとおり

8 質問討議の概要

別紙会議録のとおり

9 決議事項

議第18号 原案どおり可決、承認

福知山市教育委員会会議規則第15条により署名する者

福知山市教育委員会 教育長

福知山市教育委員会 委員

福知山市教育委員会 委員

福知山市教育委員会 委員

福知山市教育委員会 委員

教育委員会会議録調製者 教育部長

教育委員会会議録

1 開会

廣田教育長が開会を宣告。

廣田教育長 次に、現在のところはありませぬけれども、傍聴人から傍聴の申請がありましたら許可をしてもよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

廣田教育長 許可をさせていただきます。

2 前回会議録の承認

廣田教育長 前回の会議録については、異議ありませんでしょうか。

全委員 異議なし。

廣田教育長 それでは、異議がなければ承認をお願いします。
あとで会議録に署名をお願いしたいと思います。

3 教育長報告の要旨

廣田教育長から以下の報告がありました。

- (1) インフルエンザ様疾患及び新型コロナウイルス感染症による学級閉鎖の状況
学級閉鎖（9月～計7学級）

【インフルエンザ】

○惇	明小学校1年3組	9/4(月)給食後～9/6(水)	解除
○遷	喬小学校5年2組	9/15(金)給食後～9/19(火)	解除
○修	斉小学校4年1組	9/15(金)給食後～9/18(月)	解除
○雀	部小学校5年1組	9/19(火)給食後～9/23(土)	
○日	新中学校3年4組	9/19(火)給食後～9/20(水)	
○日	新中学校2年3組	9/19(火)給食後～9/21(木)	

【新型コロナウイルス】

○日	新中学校3年2組	9/19(火)給食後～9/21(木)	
----	----------	--------------------	--

まず、本市の今年度の2学期始業式は、小中学校とも例年より少し早い8月30日に行いました。16日からの3連休では、中学校の新人総体が陸上競技を皮切りに始まっております。また、運動会や体育祭等の準備も進めている学校もありますが、日中は気温も高く、まだまだ熱中症の心配をしなければならぬ状況が続いております。

一方、全国的にも報道されていますように、新型コロナウイルス感染症の再流行とともに、インフルエンザが流行っている状況は本市でも同様でございます。2学期以降の状況としまして、インフルエンザでの学級閉鎖が6学級、新型コロナウイルス感染症による学級閉鎖が1学級となっております。先週後半から日新ブロックを中心に増えていますが、秋は様々な行事が控えているだけに、今後も現場と連携しながら状況を注視しなければならぬと考えております。

(2) 令和5年度 市議会第4回定例会一般質問 (9/8~9/12)

9月11日(月)

藤本喜章 議員①

【質問事項】

「はばたけ世界へ 中学生短期留学事業」の取組について

【質問の要旨】

ア 事業終了後、間もないが現時点での成果、課題があれば。

(答弁)

・留学を終えた生徒からは、自身の意識や考え方について、「自分から現地の方と話しかけることで積極性が高まった」、「コミュニケーション能力が大切であることが分かった」、「英語をもっと勉強して将来の夢につなげたい」などの感想があった。

・このように、留学経験は国際交流を通じて自らの成長と新たな次のステップに挑戦する契機となり、本事業の目的が概ね達成されたものとなった。

・また、留学前には、福知山公立大学国際センター等の協力を得て、事前学習を5回開催し、異文化理解や国際交流における心構え、実践英語を学ぶことで、現地での留学生活に活かすことができ、新たな価値観や多様性を受け入れる一助となった。

・課題としては、将来のグローバル人材の育成につなげていくことである。

・また、参加を希望したがかなわなかった生徒へどのような対応ができるかについて、今後、検討していきたい。

【2回目以降】

【質問の要旨】

ア 多くの応募者がある中で、次年度以降における定員増の考えは。

(答弁)

・留学先では、異文化やコミュニケーションを学ぶ機会として、現地での宿泊は全て、ホームステイとし、現地校での英語学習、更に同世代との交流、課外活動等を行った。

・このように、充実した内容の留学プログラムを安心安全に実施するためには、現行の15名程度の定員が、適切であると考えている。

【質問の要旨】

イ 福知山ならではの取組、また将来を担う子ども達への先行投資としての取組として、今後も当分の間、この留学事業を継続していく必要があると思うが、市の考えは。

(答弁)

・海外留学参加後には、レポートの提出と留学体験報告会を行った。

・私も留学体験報告会に参加し、留学体験をした生徒の声を直に聞かせていただいた中で、この海外留学事業が参加者の自己成長の機会となっており、事業の目的としているグローバル人材の育成へ繋がっているものと実感したところである。

・本事業は、今年度を初年度として3年間、事業を継続し、その後の事業継続については、事業の成果を踏まえて検討していきたい。

藤本喜章 議員②

【質問事項】

「学校教育施設と社会教育施設の老朽化対策・環境改善」の取組について

(ア) 「福知山市学校施設長寿命化計画」の進捗状況は。

(イ) 「福知山市学校施設長寿命化計画」以外の小中学校環境改善にかかる改修の考えは。

(ウ) 地域公民館の新築・大規模改修事業以外の施設の環境改善の取組は。

(エ) 放課後児童クラブの施設整備や環境改善を目的とした施設改修の進捗状況は。

【質問の要旨】

(ア) 「福知山市学校施設長寿命化計画」の進捗状況は

令和2年3月に令和2年度から令和11年度までの福知山市学校施設長寿命化計画が策定され、事後保全型から使用年数に応じ計画的に改修する予防保全型への転換により、施設の長寿命化と財政負担の軽減が図られている。これによる40年間の施設維持、更新コストの削減効果は18%を目標としているとのことであったが、福知山市の小中学校においては、令和元年度現在で91棟のうち40棟の建物が築40年を超えており、文部科学省の基準を元とした健全性の評価結果では、「早急に対応する必要となっている建物」があるという結果となっている。その結果をふまえ、今後の施設整備の留意すべき事項と学校施設を取り巻く状況をお教えください。また学校施設の老朽化が問題となっていますが現在の整備状況をお教えください。

(答弁)

- ・本市では、令和2年3月に策定した福知山市学校施設長寿命化計画において、施設の保全のあり方を「事後保全型」から「予防保全型」に転換し、施設の長寿命化と財政負担の削減を図っているところである。
- ・施設の整備において留意すべき点は、築年数の経過していない施設であっても、危険と判断しうる場合は速やかに修繕等の対応を行っていく必要があることである。
- ・学校施設を取りまく状況としては、全国的に第二次ベビーブームなどに合わせ、次々に建設された校舎の老朽化に対応する修繕が追い付いていない現状があり、本市も同様の問題を抱えている。
- ・現在の整備状況としては、施設の劣化の原因となる外壁や屋上の防水を優先して改修を進めている。
- ・計画の進捗において一部遅延が見られるものの、学校からの要望をふまえながら改修を進めているところである。

【質問の要旨】

(イ) 「福知山市学校施設長寿命化計画」以外の小中学校環境改善にかかる改修の考えは。

「福知山市学校施設長寿命化計画」で示された改修のほかの小中学校施設の環境改善に係る改修の考え方は。

(答弁)

- ・環境改善に係る取組みとしては、児童・生徒の学習環境の改善を目的として、特別教室へのエアコンの設置と、トイレの改修、照明設備のLED化という3点を中心に取組みを進めている。

【質問の要旨】

(ウ) 地域公民館の新築・大規模改修事業以外の施設の環境改善の取組は。

現在、「福知山市公共施設マネジメント基本計画」に基づき、築後約40年以上経過した老朽化の進む市内の地域公民館は、地域公民館等長寿命化事業により大規模改修が行われている。また、桃映地域公民館等整備事業により施設の新設が行われている。一方、基本計画に基づかない環境改善を目的とした施設改修の考え方を聞きたい。

(答弁)

- ・地域公民館の施設改修については、「福知山市公共施設マネジメント基本計画」に基づき、施設の経過年数や改修履歴などを総合的に判断したうえで、順次、環境改善も合わせて整備を進めており、原則、基本計画に基づかない大規模な施設改修については、実施する予定はない。
- ・しかしながら、設備の破損や劣化など施設の利用に支障をきたす場合など、緊急的に修繕を行うなど環境改善を図っているところである。

・今後も、基本計画に基づいた施設改修を行い、市民の方が安心安全かつ快適に利用していただけるよう環境改善に努めてまいりたい。

【質問の要旨】

(エ) 放課後児童クラブの施設整備や環境改善を目的とした施設改修の進捗状況は。放課後児童クラブの施設整備や環境改善を目的とした施設改修の進捗状況は。

(答弁)

・本市の放課後児童クラブの中には、築40年を経過し老朽化が進んでいる施設やエアコン等の設備機器に不具合が発生しているところがある。

・また、市全体の児童クラブでは利用児童数が増加傾向にあり、一部の児童クラブでは過密状態となっている。

・こうした状況を解消するため、施設・環境の改善が急がれる児童クラブから計画的に整備等を進めているところで、令和4年度には、旧大江学校給食センター跡地を改修し、大江放課後児童クラブを移転したところである。

・また、今年度は、雀部放課後児童クラブのエアコン取替や遷喬放課後児童クラブ棟の新設工事、大正放課後児童クラブ棟の新設工事に伴う設計業務を行い、次年度は、大正放課後児童クラブ棟の新設工事、惇明放課後児童クラブの設計業務等を進めていく予定である。

【2回目以降】

【質問の要旨】

ア 「福知山市学校施設長寿命化計画」の進捗状況は

「福知山市学校施設長寿命化計画」の令和5年8月末での具体的な進捗状況は。

(答弁)

・本市の長寿命化計画は今後40年間において施設の維持、更新コストを18%削減することを目指した計画であり、今回の計画は令和11年度までの施設改修の計画を定めたものである。

・その計画の策定時には、築40年以上の建物で健全度が50%を切っている建物は11棟あったが、外壁や屋上の工事を中心に、令和4年度末までに雀部小学校1棟、日新中学校2棟の計3棟の改修が完了している。

・そして、今年度は、桃映中学校と南陵中学校の各1棟の改修を進めており、これまでに11棟のうち5棟の改修に着手している状況である。

・今後、6年間で、残りの6棟についても改修を進める予定である。

・また、11棟の他にも、至急修繕が必要などところがあり、現在、惇明小学校、大正小学校、成仁小学校において高架水槽や受水槽の改修を行っているところである。

【質問の要旨】

「福知山市学校施設長寿命化計画」の計画達成に向けての今後の課題と展望は。

(答弁)

・現在策定している「福知山市学校施設長寿命化計画」は、計画策定以降の建物の劣化等に対応するため、中間見直しを来年度に実施する予定としている。

・課題としては、建物の劣化の速度が予定以上に早く、想定以上に修繕の箇所が発生していることがあり、それを踏まえて計画を見直す必要がある。

・今後、この中間見直しを踏まえ、計画的に施設の長寿命化を図ることにより、トータルコストの削減と平準化を図り、施設整備に係るコストを全体として抑制していきたい。

【質問の要旨】

イ 「福知山市学校施設長寿命化計画」以外の小中学校環境改善にかかる改修の考えは。

特別教室へのエアコン設置、トイレの改修、照明設備のLED化の現在の進捗状況と今後の計画は。

(答弁)

- ・特別教室へのエアコン設置については、令和7年度までを第1クールとし、今年度は6校の設置と、7校の設計に取りかかっている。さらに令和10年度までを第2クールとし事業を完了する予定である。
- ・トイレの改修については、令和2年度までに、普通教室棟のトイレは全校で完了している。令和3年度からは、特別教室棟及び職員用のトイレ改修を行っているところであり、令和4年度までに5校が完了した。今年度は2校で改修を実施しており、令和12年度の完了を予定としている。
- ・体育館照明設備のLED化については、令和4年度までに20校のうち12校が完了した。今年度は4校で改修を実施中であり、令和6年度の完了を予定としている。
- ・今後のその他の改修については、学校からの要望をふまえ検討していきたい。

【質問の要旨】

ウ 地域公民館の新築・大規模改修事業以外の施設の環境改善の取組は。

ひとつの事例であるが、現在、桃映地域体育館のトイレは、多目的トイレ以外の男女別トイレが和式となっている。体育館も高齢者などが利用されているが、和式トイレとなると身体的にも利用しづらいことから、そこで和式から洋式トイレへの改修についての考えは。

(答弁)

- ・桃映地域体育館の男女別トイレには、和式トイレのみとなっており、利用者にはご不便をおかけしていると認識している。
- ・桃映地域体育館に限らず、高齢化や住環境の変化に伴う公共施設におけるトイレの洋式化については、その必要性を感じているところである。
- ・現在、地域公民館等のトイレの洋式化については、大規模改修の中で順次、整備を進めている。
- ・今後も、利用者の声も聞きながら、高齢者や障害者など、多様な方々が利用しやすいよう環境の整備を行っていきたい。

【質問の要旨】

エ 放課後児童クラブの施設整備や環境改善を目的とした施設改修の進捗状況は。

新聞報道で全国の利用児童数は144万5千人で今年、全国で5月1日現在定員超過により16,825人の待機児童があり、前年同時点の確定値と比べ、1,645人増で施設の整備が追い付いていないとの事であるが、施設の老朽化や居室の不足等により、本市において放課後児童クラブにおける待機児童や夏休み期間中に利用できなかった児童はなかったのかお聞きします。

(答弁)

- ・本市の放課後児童クラブの利用は、小学1年生から6年生までを対象とし、受入れ要件を満たす全児童を受入れているため、待機児童はいない。
- ・また、夏休み期間中は利用児童も増加するが、指導員を増員して対応したため利用できなかった児童もいない。
- ・現在、進めている計画的な施設整備により、定員数を増加させるなど受入れに影響がでないよう対策を講じていきたい。

小瀧真里 議員①

【質問事項】

学校選択について

- ・区域外通学の条件緩和、および施設一体型小中一貫教育校の選択について問う

【質問の要旨】

市立小中学校での、ここ数年の区域外通学をしている児童生徒の人数について。

(答弁)

・市立小中学校に在籍している児童生徒の中で、区域外通学の許可をしている人数は、令和2年度が19人、令和3年度が33人、令和4年度が37人である。

【2回目以降】

【質問の要旨】

基本的に区域外通学を許可される場合はどんな場合か。

(答弁)

・本市では、通学する学校について、「福知山市立小学校及び中学校通学区域の指定に関する規則」により通学区域を定めている。

・保護者等が、この規則で定めている学校以外に通学を希望する場合は、理由を記載し、申請を行う必要がある。

・この申請を受け、「福知山市立小学校及び中学校の区域外通学に関する取扱要綱」に基づき、区域外通学を許可している。

・現在許可している内容としては、学期途中の転居に伴い、転居前の学校に通学を希望するなどの場合、また、府立学校や私立学校に入学する場合、そして、教育的配慮を要する場合がある。

【質問の要旨】

その教育的配慮を要する場合はどんな場合があるか。

(答弁)

・教育的配慮として、小学3年生までの児童について、親の就労状況により、養育を委任した近親者の住所地の学校又は親の勤務する職場の最寄りの学校への通学を許可している場合がある。

・その他、いじめや不登校など教育的配慮による場合、病気や体質での教育環境への配慮による場合、DV等による身体的・心理的な配慮による場合などには、児童生徒にとってより適切な学校への通学を許可している。

【質問の要旨】

施設一体型の小中一貫教育校は、非常に教育的効果が高く、旧三町にしかないものである。施設一体型小中一貫教育を受ける選択肢を全ての児童生徒が持つべきだと思うが、市の見解はどうか。

(答弁)

・全ての児童生徒に施設一体型小中一貫教育校へ通学する選択肢を持たせることは、学校選択制を導入することになる。

・学校選択制を導入することは、期待される効果もあるが、児童生徒数や学級数の変動による学校の適正規模・適正配置への影響も考えられるところであり、課題も多い。

・施設一体型での小中一貫教育は、教育効果が高いことを認識しており、その成果を波及させ、シームレス学園構想をもとに、各中学校ブロックにおいて、様々な形態を生かした小中一貫教育を現在進めているところである。

・以上のことから、現段階において、児童生徒が区域外の施設一体型小中一貫教育校へ通学ができるような、学校選択制の導入は、考えていない。

小瀧真里 議員②

【質問事項】

不登校傾向にある児童生徒にかかる別室指導について

・教室に入りにくい児童生徒のための別室設置にともなう対応について問う。

【質問の要旨】

令和4年度、別室を設置している学校数と利用している児童生徒の人数、及び対応している教員について

(答弁)

・令和4年度末の市立小中学校において、学級に入りにくい、入らない児童生徒が保健室や空き教室等を別室として利用する学校は、小学校8校、中学校7校、合計15校である。

・また、利用している児童生徒数は、小学校60名、中学校82名であった。

・別室で学ぶ児童生徒へは、授業の合間をぬって担任の教員や、教務主任、養護教諭、管理職等が学習支援や相談、見守り等を時間を工夫しながら行っている。

・さらに、府教育委員会が配置するスクールカウンセラー、心の居場所サポーター、市が配置する子どもよりそい支援員が個々の児童生徒に応じた対応を行っている。

【2回目以降】

【質問の要旨】

今年度、市が新たに設置した別室指導教室(アナザークラス)の状況はどのようなものか

(答弁)

・本市では、令和5年度より、誰ひとり取り残さず、子どもたちが社会的に自立する力をともに育むため、教育と保健・福祉が連携する「福知山市型多様な学びアクションプラン」を推進している。

・その中の6つの視点の一つとして、「多様な学び、安心できる居場所の設置」を掲げ、本年4月より、南陵中学校、日新中学校、雀部小学校に校内の支援教室と位置付けるアナザークラスを設置した。

・アナザークラスでは、常駐する教員、支援員が児童生徒に寄り添いながら子どものペースで個別支援や相談を行い、心の基盤づくりや学びの意欲の回復を進めており、1学期末現在、3小中学校で合計10名の児童生徒が学んでいる。

・運用にあたっては、京都府の教員任用や不登校児童生徒支援システム構築事業による人的配置、本市独自の会計年度任用職員の配置により、日新中学校及び雀部小学校に各2名、南陵中学校に1名の担当者を配置している。

【質問の要旨】

今後のアナザークラス設置への見通しと見解は

(答弁)

・令和5年3月に文部科学省が「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策」(COCOLOプラン)を取りまとめた。その主な取組の一つに「校内支援教育センター(スペシャルサポートルーム等)の設置促進」が掲げられており、別室指導にかかわる財政支援の方向性も示されている。

・京都府も、地域の実情に応じたきめ細やかな教育施策を展開するために「子どもの教育のための総合交付金」を新たに設け、本市もアナザークラス等の不登校対策のための支援を受けているところである。

・このように、国や府の不登校支援計画と、本市の「福知山市型多様な学びアクションプラン」の方向性は一致している。

・今後は、「福知山市型多様な学びアクションプラン」の成果と効果、また課題等の整理を行いながら、国や府へ人的・財政的支援の要望を行い、市内小中学校へのアナザークラスの設置拡充等の方向性を探りたい。

9月12日(火)

小原彰紀 議員

【質問事項】

北陵地域公民館に設置された太陽光発電の効果と実績は

【質問の要旨】

売電開始時の令和4年7月から令和5年3月までの発電量と使用電力量は。

(答弁)

- ・令和4年7月から令和5年3月までの太陽光発電量は、約20,000kWhである。また、使用電力量は、約23,000kWhである。
- ・夜間や雨天時などの天候により、太陽光発電が発電しない時には電力会社より電力を調達している。

【2回目以降】

【質問の要旨】

同期間における売電実績は。

(答弁)

- ・現在、経済産業省のFIT制度(固定価格買取制度)の適用認可を受け、令和4年7月1日から電力会社へ売電を行っている。
- ・売電にあたっては、太陽光発電設備による発電電力を蓄電池にフルに充電した後、施設側で余剰分の電力を使用し、更に余剰があれば売電を行っている。
- ・令和4年7月から令和5年3月までの売電収入の実績は、138,423円である。

【質問の要旨】

太陽光発電設備を備えていることによる災害時の具体的な活用と効果は。

(答弁)

- ・北陵地域公民館は、広域避難所としての機能強化を図るため、建て替えに合わせて、太陽光発電設備と蓄電池を整備し、災害による停電時の自立的な電源を確保した。
- ・具体的には、災害による停電時の非常用電源として、蓄電池からの電力を供給するシステムを構築しており、緊急時に自動で施設内に電力の供給が行える。
- ・災害による停電時は、避難スペースとなる和室、研修室、事務室の一部、トイレや通路の照明、通信機器のための一部のコンセントなどが利用できる。
- ・また、事務室の電話やインターネット回線も使用可能となり、災害情報を受け取ることができる。
- ・非常用電源の使用可能な時間としては、蓄電池の電力のみで供給電力の範囲の全てを使用した場合、7時間程度もつ想定である。
- ・更に電気自動車から電力の供給を受ける設備が整っている。
- ・このように災害時の地域の安心・安全を支える広域避難所として機能強化された施設となっている。

梶原秀明 議員

【質問事項】

地域の廃校活用のハードルを低く

【2回目以降】

【質問の要旨】

川合小学校について、体育館とプール改修で昭和58年と平成3年に地元から寄附を受けているはずだが、その寄附額は。

(答弁)

- ・旧川合小学校において、体育館、プール、校舎等の改修が確認できたのは昭和34年、昭和46年、昭和58年、平成9年である。
- ・昭和58年の学校への寄附については、寄附者芳名録の記載から、約1260万円であることが確認できた。
- ・平成3年前後には改修の実績がないため寄附は確認できなかった。

井上雄一 議員

【質問事項】

公立小中学校への防犯カメラの設置について

【質問の要旨】

全国の学校施設における侵入事件の発生とその特徴は。

(答弁)

・文部科学省の「学校施設の防犯対策に関する調査研究報告書」によると、学校施設において発生する犯罪は、大きく分けて窃盗等による財産犯と、不審者等による児童生徒等に対する身体犯がある。

・特に問題とされる後者のケースとしては、平成13年に発生した大阪教育大学附属池田小学校における事件や、平成15年に発生した宇治市立宇治小学校の事件等、学校に侵入したのによって児童等が殺傷される事件が挙げられる。

・また、最近の事件としては、令和5年3月に埼玉県で発生した無施錠の門から中学校に侵入した高校生による刺傷事件や、令和5年7月に宮城県で発生した小学校に軽トラックが侵入し児童4人がはねられた事件があり、侵入者への対策をどのように行っていくのかが課題となっている。

【2回目以降】

【質問の要旨】

福知山市の安心・安全まちづくり推進事業では、合計14台の防犯カメラが管理されており、その効果について、予算審査報告書では、福知山警察署への提供した13件のカメラデータのうち7件については有力な情報であったと報告されている。こうしたことから防犯カメラの有効性は一定確認できるが、全国の学校における防犯カメラの設置の動向と、福知山市の設置状況はどのようになっているか。

(答弁)

・文部科学省が公表している「学校安全の推進に関する計画に係る取組状況調査」によると、全国の防犯カメラの設置率は、平成30年度においては、58.1%となっており設置の割合は増加傾向にある。

・本市の防犯カメラの設置状況としては、令和5年6月時点で小中一貫校を1校として数えた場合、市内20校のうち6校に防犯カメラが設置されている。

【質問の要旨】

防災機能強化施設整備事業においては防犯カメラ等の補助の割合が、1/3から1/2に上がり、補助の下限額も400万円から100万円に引き下げられた。一定予算の軽減も図ることが可能となり導入がしやすくなったと考えるが、では、予算の点のほかに学校における防犯カメラ設置についてどのような課題があるか。

(答弁)

・防犯カメラは犯罪行為の抑止力としての効果はあるが、学校の敷地や校舎の配置、建物の構造によっては導入の効果が低いケースがある。

・その他、導入後であっても有効に活用するには定期的なメンテナンスが必要になる。

【質問の要旨】

今後、各学校に防犯カメラを設置する予定とその方向性についてお教えてください。

(答弁)

・防犯カメラ等の設置については、学校の立地や構造が大きく異なっていることから、一律の設置は課題が多いが、各学校の状況を考慮したうえで、侵入者を防ぐためどのような防犯対策が有効か引き続き検討していきたいと考えている。

2として、市議会第4回定例会の一般質問が今月の8日、11・12日に行われましたので、教育委員会としての答弁内容について概略を報告させていただきます。

教育委員会への質問につきましては、5人の議員から7項目ございました。9月11日には、藤本議員と小瀧議員より、それぞれ2項目の御質問がありました。

藤本議員の1点目は、「はばたけ世界へ 中学生短期留学事業」の取組についてでした。事業終了間もない訳ですが、成果と課題についてと、今後の事業継続等についての質問でした。参加した生徒の感想から成果を紹介するとともに、参加希望がかなわなかった生徒へどのような対応ができるかが課題であるとお答えをしております。事業の継続につきましては、市長より今年度を初年度に3年間継続して、その成果も踏まえて検討するという答弁をされた。

藤本議員の2点目は、学校教育施設と社会教育施設の老朽化対策・環境改善の取組についてでした。その中で4点に分けての質問でした。1点目は、「福知山市学校施設長寿命化計画」の進捗状況、2点目は福知山市学校施設長寿命化計画以外の小中学校環境改善に係る改修の考えについて、3点目は地域公民館の新築・大規模改修事業以外の施設の環境改善の取組、4点目は放課後児童クラブの施設整備や環境改善を目的とした施設改修の進捗状況についてでした。長寿命化計画では、現在の状況と施設保全の在り方として、「予防保全型」に転換している点を御説明しました。次に、長寿命化計画以外の改修については、特別教室へのエアコンの設置、トイレの改修、照明設備のLED化の3点を中心とした取組について御説明しました。次に、地域公民館の新築・大規模改修事業以外の施設の環境改善の取組として、「福知山市公共施設マネジメント基本計画」に基づいて行っていること、多様な方々が利用しやすい環境整備を行っていくことを御説明しました。そして、放課後児童クラブの施設改修の状況ですが、利用児童数の増加が見られる中、計画的に整備を進めていること、本市においては要件を満たす全児童を受け入れられていることを御説明しております。

次に、小瀧議員の1点目は、「学校選択について」、区域外通学の条件緩和及び施設一体型小中一貫教育校の選択について問うという御質問でした。ここ数年の区域外通学をしている児童生徒数やどのような場合に許可しているかについて御説明しました。また、施設一体型小中一貫教育を受ける選択肢を全ての児童生徒が持つべきという御意見には、期待される効果もありますが、整理すべき課題も多くあり、現段階においては、そのための学校選択制を導入する考えはないとお答えしております。

小瀧議員の2点目は、「不登校傾向にある児童生徒に係る別室指導」について、教室に入りにくい児童生徒のための別室設置に伴う対応について問うという御質問でした。令和4年度に別室を設置していた学校数と、利用している児童生徒の人数及び対応してきた教員について、また今年度新たに南陵中学校、日新中学校、雀部小学校に設置しましたアナザークラスの状況について、人的配置を含めお答えしました。そして、今後のアナザークラスの設置の見通しとして、今年度の成果と課題を整理しながら府教委等への支援要望を行い、設置拡充を探りたいという方向性を御説明しております。

9月12日には、小原議員より、「北陵地域公民館に設置された太陽光発電の効果と実績」について御質問があり、売電開始時の令和4年7月から令和5年3月までの発電量と使用電量、売電実績についてお答えしております。また、太陽光発電設備を備えていることによる災害時の具体的な活用と効果として、災害による停電時の非常用電源として蓄電池からの電力を供給するシステムが構築できており、緊急時に自動で施設内に電力の供給が行える点等を御説明しております。

次に、梶原議員より、「地域の廃校活用のハードルを低く」として御質問がありました。主に財務部資産活用課が中心となり答弁をしましたが、教育委員会では「旧川合小学校について、体育館とプール改修で昭和58年と平成3年に地元から寄附を受けているはずだが、その寄附額は」という御質問についてお答えしております。

最後に井上議員より、「公立小中学校への防犯カメラ設置」についての御質問がありました。全国の学校施設における侵入事件の発生とその特徴や全国の学校における防犯カメラの設置の動向と、福知山の設置状況について御説明しております。防犯カメラは、犯罪行為の抑止力としての効果はありますが、学校の敷地や校舎の配置、建物の構造によっては導入の効果が低いケースもあり、各学校の状況を考慮した上で、侵入者を防ぐた

めどのような防犯対策が有効か引き続き検討していきたい旨、お答えしました。

(3) 表彰

ア 令和5年度学校歯科保健優良校

庵我小学校

令和5年度歯・口の健康に関する図画・ポスター入賞

(図画) 上川口小学校1年 井上想空さん

石角優依奈さん【佳作】

須知陽向大さん

夜久野小学校2年 上田そらさん【佳作】

上田悠陽さん

北原希愛さん【入選】

表彰式 令和5年8月22日(火) 於：京都府歯科医師会館

イ 令和5年度京都府健康教育推進優良校

健やか賞 上川口小学校

表彰式 令和5年11月30日(木) 於：ギャラリー亀岡

次に、3の表彰について2点報告をします。

1つ目は、「令和5年度学校歯科保健優良校」として庵我小学校が選ばれました。また、歯・口の健康に関する図画ポスター入賞として6名の児童が選ばれております。

2つ目は、「令和5年度京都府健康教育推進優良学校 健やか賞」に上川口小学校が選ばれました。

庵我小学校・上川口小学校につきましては、これまでの取組が評価されたものでございます。

(4) 教育情報

ア 教師を取り巻く環境整備について緊急的に取り組むべき施策(提言) 【別紙】

令和5年8月28日中央教育審議会質の高い教師の確保特別部会

緊急提言として、教師を取り巻く環境整備について、直ちに取り組むべき事項として、国、都道府県、市町村、各学校など、それぞれの主体がその権限と責任に基づき、主体的に次の3点の柱を中心に取り組む必要があるとしてまとめられた。

(ア) 学校・教師が担う業務の適正化の一層の推進

(イ) 学校における働き方改革の実効性の向上等

(ウ) 持続可能な勤務環境整備等の支援の充実

次に、4の教育状況としまして、教師を取り巻く環境整備について、緊急的に取り組むべき施策(提言)についてです。

これは、「中央教育審議会質の高い教師の確保特別部会」より、教師を取り巻く環境整備について、教員の働き方改革に関する緊急提言として文部科学大臣に提出されたものです。マスコミでも報道されていたと思います。別紙資料も御覧いただけたらと思いますが、取組の具体策として3つの柱が示されております。

1つ目が、学校教師が担う業務の適正化の一層の推進、2つ目が、学校における働き方改革の実効性の向上、3つ目が、持続可能な勤務環境整備等の支援の充実です。

その中でもポイントとして、年間授業時数の点検や見直し、学校行事の精選・重点化、また準備の簡素化・省力化、ICTの活用による校務効率化の推進、保護者の過剰な苦情等に対する行政の支援体制の構築、小学校高学年の教科担任制の一層の充実、教員業務支援員の全小中学校配置等がポイントとして挙げられます。そして、以前から示されております「学校・教師が担う業務に係る3分類」を徹底する取組が改めて求められています。

教育委員会事務局でも部課長とはこの資料を既に共有しており、学校現場と協議しながら取り組むべき課題として捉えております。

教育長報告につきましては以上です。何か御質問ございませんでしょうか。

全委員 特になし。

廣田教育長 それでは、次に議題に入ります。

4 議事

(1) 議第18号(福知山市就学援助に関する規則の一部を改正する規則の制定について)

廣田教育長 議第18号「福知山市就学援助に関する規則の一部を改正する規則の制定について」説明をお願いします。

八瀬次長兼学校教育課長 ～資料に基づき説明～

会議案の2ページに、議第18号「福知山市就学援助に関する規則の一部を改正する規則の制定について」掲載させていただいております。改正の内容につきましては、3ページに規則の改正部分を抜粋しております。

御説明につきましては、新旧対照表をもとにさせていただきたいと思っておりますので、4ページを御覧ください。

今回の改正に関しましては、ぴったりサービスと申しまして、マイナポータルのサービス検索・電子申請機能を利用いたしまして、手続きをオンラインで行うサービスでございます。就学援助の申請関係に関して、オンラインでの申請受付を11月から実施しようと思っております、そのための規則を改正するものでございます。

新旧対照表の旧の第5条で「就学援助を受けようとする保護者は、毎年度要保護・準要保護児童生徒等就学援助費受給申請書を当該児童生徒の保護者にあつては在籍する学校長を通じて、小学校就学予定者の保護者にあつては直接教育委員会に提出しなければならない」としており、就学援助要保護・準要保護の児童生徒については、申請をこれまで学校長を通じて提出いただく、そして就学前の支給学用品等に関しましては、直接教育委員会へ提出する内容でございました。先ほど申しましたとおりオンラインによる申請を可能といたしますので、第5条につきましては、「就学援助を受けようとする保護者は、毎年度要保護・準要保護児童生徒等就学援助費受給申請書を教育委員会に提出しなければならない」としまして、学校を経由せずに教育委員会に提出するよう改正させていただきます。第5条第2項といたしましては、「前項に規定する保護者のうち、児童生徒の保護者にあつては、直接又は当該生徒の在籍する学校長を通じて」直接提出しなければならないとして、オンライン以外の場合の申請についてもこれまでどおりとする形で、改正するものでございます。

認定につきましては、第6条で先ほどの第5条を受け、「前条」となっておりますものを「前条第1項」の申請に変更し、そして第8条の援助の期間につきましても、同様に「第5条1項」という文言に改正させていただきます。

説明は以上でございます。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

廣田教育長 御質問、御意見はありませんか。

全委員 特になし。

廣田教育長 議第18号について承認ということによろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

廣田教育長 次に、報告・説明事項1の教育長決裁による後援承認事項について説明をお願いします。

5 報告・説明事項

(1) 教育長決裁による後援承認事項について

小笠原教育総務課長補佐兼企画管理係長 ～資料に基づき報告～
No.34 第9回福知山キンボールスポーツ交流大会

廣田教育長 後援承認について御質問や御意見がありましたらお願いします。

全委員 特になし。

廣田教育長 では次に、報告・説明事項2の「就学（新入生児童生徒学用品費）入学前支給事務取扱要綱の一部改正について」説明をお願いします。

(2) 就学援助（新入学児童生徒学用品費）入学前支給事務取扱要綱の一部改正について 八瀬次長兼学校教育課長 ～資料に基づき説明～

「就学援助（新入学児童生徒学用品費）入学前支給事務要綱の一部を改正について」、会議案の16ページに新旧対照表を掲載させていただいております。

今回、第6条を改正するものでございまして、先ほどもありましたとおり、オンラインの申請を可能とするというものでございますので、「持参」という文言を削除した改正とさせていただきます。

2に関しましても、「中学校就学予定者の保護者は、申請書を在籍している学校長を通じて教育委員会へ提出するものとする」としておりましたものを、「申請書を教育委員会担当課へ直接又は当該児童の在籍している学校長を通じて提出するものとする」と改正させていただいたところ です。

廣田教育長 何か御質問はございませんか。

全委員 特になし。

6 閉会

廣田教育長が閉会を宣言。